

大正戸籍法第 2 節 出生]

第 69 条 出生の届出は、14 日以内にこれをしなければならない。

2 届書には、次の事項を記載しなければならない。

1. 子の氏名及び男女の別
2. 子が私生子又は庶子であるときはその旨
3. 出生の年月日時及び場所
4. 父母の氏名、本籍及び職業
5. 子が入るべき家の戸主の氏名及び本籍
6. 子が一家を創立するときはその旨並びに創立の原因及び場所
7. 日本の国籍を有しない者の子であるときはその旨

第 70 条 出生の届出は、出生地においてこれをすることができる。

第 71 条 汽車又は航海日誌を備えない船舶中において出生のあったときは、到着地において届出をすることができる。

第 72 条 嫡出子出生の届出は、父がこれをし、父が届出をすることができない場合又は民法第 734 条第 1 項、第 2 項但書きの場合においては、母がこれをしなければならない。

2 庶子出生の届出は、父がこれをし、私生子出生の届出は、母がこれをしなければならない。

3 前 2 項の規定により届け出をすべきものが届け出をすることができない場合においては、次に掲げるものは、その純序に従い届出をしなければならない。

第 1 戸主

第 2 同居者

第 3 分娩に立ち会った医師又は産婆

第 4 分娩を介抱した者

第 73 条 嫡出子否認の訴えを提起したときであっても、出生の届出をしなければならない。